

時間外勤務・業務の縮減等に向けての指針

平成17年3月

北海道教育委員会

1 目的

この指針は、長時間の時間外勤務・業務が、職員の健康及び福祉に与える影響等を考慮するとともに、職業生活と家庭生活の調和を図り、豊かでゆとりある生活を実現していくために、時間外勤務・業務に関し留意すべき事項等を定め、その縮減を図るとともに、学校職員の心身の健康の維持を図ることを目的とする。

2 時間外勤務の命令

教育職員については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年条例第61号）により、原則として時間外勤務を命じないことになっており、教育職員に時間外勤務を命じられる場合は、臨時又は緊急やむを得ない必要があるときで、生徒の実習に関する業務など4項目に限定されていることに十分留意すること。

3 時間外勤務命令によらない業務

命令によらない時間外における業務が行われていることから、管理職員にあつては、こうした業務についても、その把握に努めるとともに、職員に対し、業務の緊急性及び必要性を含め、その縮減を図るよう指導するなど適切に対応すること。

4 週休日の振り替え等

週休日に勤務を命ずる必要がある場合には週休日の振替え、休日に勤務を命ずる必要がある場合は代休日の指定を行うこと。

5 縮減に向けた意識啓発等

- ① 管理職員は、日頃から機会をとらえ、勤務時間内に校務が効率的に遂行されるよう意識啓発に努めるとともに、時間外勤務等の縮減に向け、地域や学校の実情に応じた実効ある取組を進めること。
- ② 管理職員は、学校の状況に応じ、勤務時間終了後速やかな退勤を促すなど、教職員が退勤しやすい職場の雰囲気づくりに努めること。
- ③ 年次休暇の使用促進についての意識の啓発を図ること。（年休や夏季休暇、週休日を利用した連続休暇の取得の推進、そのための休暇取得予定表の作成、回覧）
- ④ 時間外勤務等についての意識の高揚を図るため、定時退勤の日など各学校の実情に合わせた取組を進めること。
例：家庭の日（給与支給日、手当支給日）、健康管理の日（第4水曜日）、時間外勤務縮減週間、ノ一部活デイ、消灯時間の設定等
- ⑤ 時間外勤務等の縮減に向けて各学校毎に課題を把握し、テーマを定めて取り組むなど、具体的取組を進めること。

6 時間外勤務等縮減のための業務改善策等

- ① 業務処理体制の改善

- ア 業務が特定の職員に集中することのないよう、十分配慮すること。
 - イ 分掌の業務内容を明確にするとともに、繁忙時、不在時における協力体制の充実に努めること。
 - ウ 業務の態様に応じ、校内の応援体制の強化に努めること。
- ② 校務の計画的な推進
- ア 当該業務の緊急性、重要性、期限等に応じ、計画的な推進に努めること。
 - イ 業務の年間を通じた計画的推進に努めること。
 - ウ 週休日等に留意し、余裕を持って期限を設定し、計画を立てること。
 - エ 各種行事等で、他の部所の協力を得て実施する場合は、時間的余裕を持って事前の連携を図るなど、計画的処理に努めること。
 - オ やむを得ない事情のある場合を除き、勤務時間外の会議や打ち合わせ等は、行わないよう努めること。
 - カ 週休日における活動は、行わないよう努めること。
- ③ 校務処理方法の改善
- ア 各種資料の作成等に当たっては、既存の資料の有効活用に努めること。
 - イ 資料等の作成は必要最小限にとどめること。
 - ウ マニュアルやフロー図の作成により、業務の簡素化、ノウハウの共有化に努めること。
 - エ ファイリングシステムの徹底、O A機器の記録媒体の記録内容の明示など情報の共有化を図ること。
 - オ 重複する業務などの積極的な見直しを図り、業務量の縮減を図ること。
- ④ 会議等の改善
- ア 会議の必要性を十分勘案し、開催すること。
 - イ 会議の開催に当たっては、あらかじめ終了時間を設定するなどして、短時間のものとする。
 - ウ 会議資料等は必要最小限とし、事前の配付を行うなど効率的な運営に努めること。
 - エ 打ち合わせ会議等については、そのあり方、成果を勘案し、統廃合するほか、出席者についても、その負担とならないよう、必要最小限とすること。
- ⑤ 行事等の対応
- ア 行事の実施に当たっては、余裕を持って早期に準備を開始するとともに、作業日程をあらかじめ明示するなどして、計画的に行うこと。
 - イ 毎年度のノウハウの引き継ぎ、前年度の成果の活用、反省点の検証に努めること。
 - ウ 他の機関の主催する行事や地域の行事への参加に当たっては、児童生徒や教職員へ過重の負担にならないよう、相手側に理解を求めること。
 - エ 常に、事業、行事の精選に努めるとともに、内容等についても見直しを怠らないこと。
- ⑥ 部活動等の対応
- 学校における部活動は生徒の個性や自主性・自発性を伸張するとともに、心身の健

全な発達を促し、互いに協力して責任を果たすなどの社会生活を営む上で必要な態度を養う大切な機会となっており、また教員の自主性、創造性が尊重される分野でもあるが、生徒、保護者、指導教員の負担が過重にならないよう、生徒や指導教員の健康管理等に十分配慮するとともに、その負担軽減に努めること。

このため、今後さらに、庁内に設置する部活動等検討委員会において検討を進め、年間活動日数や1日の活動時間などが、生徒はもちろん教職員の過重な負担とならないよう、指導に努める。

また、市町村教育委員会や校長会と連携して、生徒等の負担が過重とならないよう、部活動の適切な実施について、一層理解が図られるよう努めるとともに、大会等の持ち方等についても、体育関係団体との情報交換や打合せ等に努める。

7 学校業務の負担軽減

① 申請・届出手続等の簡素化

ア 社会情勢等の変化に伴い、申請や届出の必要性が低下したものについては、廃止や見直しを検討すること。

イ 校長に権限を移譲して差し支えないものについては、積極的に権限を移譲すること。教育局に権限を移譲することにより、学校の負担軽減に資するものについても同様とすること。

ウ 申請や届出の記載事項、添付書類等については、必要不可欠なものに限ること。

エ 本庁及び教育局において学校を対象とした調査統計を行う場合は、北海道教育庁等調査統計事務調整要綱に従い、学校の事務負担の軽減に努めること。

また、教育政策課及び教育局の調査統計担当課においては、各課が実施する調査の時期・内容などの調整に努め、可能な限り学校の負担を軽減すること。

② 情報機器等の積極的活用

ア 校務分掌に係る事務など学校教育事務に関し、IT化や校内LANの活用を推進すること。

イ インターネットを活用するなどして、学校に必要な情報を積極的に発信すること。

ウ 情報機器等の積極的活用を図るため、教職員に対する研修の実施に努めること。

エ FAXや電子メールを積極的に活用するとともに、FAXや電子メールで送受信した文書については、必要のない限り、改めて文書の送付は行わないこと。

8 北海道教育委員会特定事業主行動計画に基づく取組

① 家庭における子どもとのふれあいを大切にするという観点から、時間外勤務等の縮減に向け学校の実情に応じ、強調期間を設定し、意識啓発に取り組むなど、一層の取組を進めること。

② 育児を行う職員から請求があった場合について深夜勤務や時間外勤務の制限を行うことを徹底すること。毎月19日を「育児の日」とし、育児を行う職員に対しては、管理職の声かけ等により定時退勤を促し、子どもとふれあう機会の確保を図ること。

③ 強調運動期間を「育児支援強調期間」と位置付け、特に育児を行う職員に対して、

定時退勤して子どもとふれあおうと呼び掛ける等の取組を行うこと。

9 縮減に向けた体制等

- ① 各教育局単位での時間外縮減推進委員会の設置
学校、行政、地域等での役割の検討等
- ② 各教育局単位による重点的取組策の策定及び実施
改善策、成功例等の共有化
- ③ 教育庁関係課による継続的ワーキンググループの設置
関係各課による改善策継続的検討、推進
- ④ P T Aや保護者等との意見交換
時間外勤務等の実状と縮減策等についての意見交換
- ⑤ 校長会、町村教育委員会連合会、都市教育委員会連絡協議会等における時間外縮減
に向けた研究活動の依頼